

新型コロナウイルス感染症に係る各種支援策のご案内

※2020年6月12日現在（状況により支援策の内容が変更になる場合があります）

| | 支援策名称 | 対象者 | 内容 | 申請要件 | 助成・融資額等 | 申請期間 | 所管 | 問合せ先 |
|---|----------------------------|-------------------------------------|--|---|---|--|--|------------------|
| 1 | 持続化給付金 | 法人、個人事業主 (業種不問) | 感染症拡大により大きな影響を受ける事業者に対して、事業継続を下支え。 | ひと月の売上げが前年前月比50%減。 | 法人は200万円、 個人事業者は100万円給付 | 令和2年5月～ | 中小企業金融・ 給付金相談窓口 | 0570- 783183 |
| 2 | 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金 | 労働者を雇用する事業主（法人） | 年次有給休暇とは別途、子どもの世話が必要になった労働者に対し、有給の休暇を取得させた企業に支給。 | | 有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10を助成（8,330円/日上限） | ～令和2年9月30日 | 厚生労働省コー ルセンター | 0120-60- 3999 |
| 3 | 雇用調整助成金の特例 拡充 | 経済上の理由により 事業活動の縮小を余 儀なくされた事業主 | 労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成。 | 1. 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している 2. 最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している。 3. 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている。 | (平均賃金額※)×休業手当等の支払率×助成率（1人1日あたり8,330円が上限） 助成率：2/3～9/10（条件による） | 令和2年4月1日～6月30日 (新型コロナ対策の特例期間、以降も通常の雇用調整助成金は受け付けている) | 厚生労働省 コールセンター | 0120-60- 3999 |
| | | | | | | | ハローワーク 飯田橋 | 03-3812- 8609 |
| 4 | 感染拡大防止協力金 【第二回】 | 中小企業、個人事業主及びNPO法人等 (都が指定した業種) | 感染拡大に協力した事業主に協力金を支給。 | 「東京都における緊急事態措置等」により、休止又は営業時間短縮の要請を受けた施設を運営し、令和2年5月7日から5月25日まで休業に協力した者。 | 50万円（二店舗以上有する事業者100万円） | 令和2年6月17日～ 7月17日 | 東京都緊急事態 措置等・感染拡大 防止協力金相 談センター | 03-5388- 0567 |

| | 支援策名称 | 対象者 | 内容 | 申請要件 | 助成・融資額等 | 申請期間 | 所管 | 問合せ先 |
|---|--------------------------|-------------|---|--|----------------------|---------------------------------|-------------------------------|--------------|
| 5 | 新型コロナウイルス感染症対策雇用環境整備促進事業 | 中小企業 | 職場環境整備に取り組む企業に奨励金を支給。 *「雇用調整助成金」や「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」の支給決定を受けていることが条件。 | 小売業) 資本金5000万以下or常時雇用労働者数50人以下。 サービス業) 資本金5000万以下or常時雇用労働者数100人以下。等 | 1事業所につき、1回限り、10万円 | 第一回～第六回まで (令和2年3月27日～11月30日) | 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 雇用環境整備促進窓口 | 03-6205-6703 |
| 6 | 事業継続緊急対策(テレワーク)助成金 | 都内の中堅・中小企業等 | テレワークの導入に必要な機器やソフトウェア等の経費を助成。 | 1. 常時雇用する労働者が2名以上999名以下で、都内に本社または事業所を置く中堅・中小企業等。 2. 都が実施する「2020TDM推進プロジェクト」(五輪開催時の混雑緩和プロジェクト)に参加していること。 | 250万円(上限) (助成率10/10) | ～7月31日(締切日必着) | (公財)東京しごと財団 雇用環境整備課 職場環境整備担当係 | 03-5211-2397 |
| 7 | 東京信用保証協会 | 各種相談 | 例) ①東京都制度融資(全国制度) 感染症対応融資(略称:感染症全国) 融資限度額は3,000万円。信用保証料は国が原則全額補助 ②東京都制度融資 新型コロナウイルス感染症対応緊急融資(略称:感染症対応)、借換(略称:感染症借換) 融資限度額は各々2億8,000万円。信用保証料は東京都が全額補助。 ③東京都制度融資 経営支援融資 危機対応型(略称:危機対応) 融資限度額は2億8,000万円。信用保証料は東京都が全額補助。 ④全国統一制度 危機関連保証制度(略称:危機関連) 融資限度額は2億8,000万円。 | | | | 東京信用保証協会(初めての方) | 03-3272-3168 |

| | 支援策名称 | 対象者 | 内容 | 申請要件 | 助成・融資額等 | 申請期間 | 所管 | 問合せ先 |
|---|-----------------------------------|---------------------------------------|-------------|--|--|--|--------------|--------------|
| 8 | 新型コロナウイルス感染症 特別貸付（国民生活事業） | 新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に業況悪化を来しているみなさま | 設備資金および運転資金 | 1. 最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方 2. 業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 (1) 過去3ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高 (2) 令和元年12月の売上高 (3) 令和元年10月から12月の平均売上高 | 【貸付限度額】 貸付6000万円（別枠） 【返済期間】 運転資金 15年以内（うち据置期間5年以内） 設備資金 20年以内（うち据置期間5年以内） 【利子】 特別無利子化（検討中） | | 株式会社日本政策金融公庫 | 0120-154-505 |
| 9 | マル経融資（小規模事業者経営改善金）および生活衛生改善貸付（拡充） | 商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模事業者の商工業者 | 設備資金および運転資金 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方。 * 商工会議所会頭、商工会会長の推薦が必要。 | 【融資限度額】 ※新型コロナ関連。通常と異なる。通常の融資額+1000万円（別枠） 【返済期間（うち据置期間）】 設備資金10年以内（4年以内（別枠の1,000万円以内） 運転資金 7年以内（3年以内（別枠の1,000万円以内） 【利子】 特別利子F | ●東京商工会議所中央支部（銀座1-25-3京橋プラザ3階）にて、9時から16時半まで緊急資金繰り相談会実施（事前予約制）。 お問い合わせ：03-3538-1811・東京商工会議所中央支部 | 株式会社日本政策金融公庫 | 0120-154-505 |

| | 支援策名称 | 対象者 | 内容 | 申請要件 | 助成・融資額等 | 申請期間 | 所管 | 問合せ先 |
|----|------------------------------|----------------------|-----------|--|---|------|----------------|--------------|
| 10 | 新型コロナウイルス感染症対応緊急融資 | 中小企業者又は組合 | 運転資金・設備資金 | <p>1. 新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けていること。</p> <p>2. 最近3か月の売上又は今後3か月の売上見込みが令和元年12月以前の直近同期比で5%以上減少していること。</p> | <p>【融資額限度】 2億8千万円（無担保8千万円）</p> <p>【融資期間】 運転資金10年以内（据置期間2年以内） 設備資金15年以内（据置期間3年以内）</p> <p>【融資利率】 融資期間に応じて、1.7%～2.4%以内 （責任共有制度対象外の場合は1.5%～2.2%以内）</p> <p>【信用保証金】 都が全額を補助</p> | | 東京都産業労働局金融部金融課 | 03-5320-4877 |
| 11 | 新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金（東京都中央区） | 東京都中央区に事業所を有する中小企業者等 | 運転資金 | <p>1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高等が前年同期と比較して減少していること。</p> <p>2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高等が平成31年1月から令和元年12月までの月平均の売上高等と比較して減少していること。</p> | <p>【融資限度額】 1000万円</p> <p>【返済期間】 7年以内(元金据置12か月以内を含む)</p> <p>【融資利率】 本人負担0.1%</p> <p>【信用保証料】 中央区が負担</p> | | 中央区 | 03-3546-5330 |
| | | | | | | | 中央区商工観光課 | 03-3546-5333 |

| | 支援策名称 | 対象者 | 内容 | 申請要件 | 助成・融資額等 | 申請期間 | 所管 | 問合せ先 |
|----|--|---------------------------------|--|--|---|------|-----------------|--|
| 12 | 家賃支援給付金 ※(20.6.12)国の二次 補正予算成立により追 加された支援策 | 中堅企業、中小企 業、小規模事業者、 個人事業者等 | 事業継続を下支えするた め、固定費の中で大きな負 担となっている地代・家賃 の負担を軽減。 ※店舗などの家賃補助 | 中堅企業、中小企業、小規模事業 者、個人事業者等であって、5月 ～12月において以下のいずれかに 該当する者に、給付金を支給。 ①いずれか1カ月の売上高が前年 同月比で50%以上減少 ②連続する3ヶ月の売上高が前年 同期比で30%以上減少 | 申請時の直近の支払家賃 (月額)に基づき算出され る給付額(月額)の6倍(6 カ月分)を支給。 ※助成率1/3～2/3(条件 による) ※法人最大600万、個人最 大300万円 | | | 経済産業 省 ※国の二 次補正予 算成立し ましたが 今後詳細 が決ま る。 |
| 13 | 緊急労働相談ダイヤル | | 休暇や休業の取り扱い、職 場のハラスメントなどに ついての相談 | | | | 東京都ろうどう 110番 | 0570-00- 6110 |